

## (5) 喫煙対策特別事業

### 1 目的

平成 22 年度に禁煙飲食店普及モデル事業を実施し、事業を通じ保健所が技術や手法を蓄積してきている。平成 23 年度は、習得したノウハウをもとに地域で禁煙飲食店の普及活動を行なう。また今後一層の普及のためには、県民がさらに利用しやすい環境を整備することが重要である。そこで、宴会や会食時の禁煙飲食店利用のサポートを行い、地域ぐるみで禁煙店を利用する啓発を行なう。さらに、禁煙飲食店等県民が利用しやすくするため、啓発活動を行なう。

### 2 事業内容

地域禁煙飲食店普及事業： 地域における禁煙飲食店の普及啓発

